

令和 年 月 日

宗 教 法 人 承 継 証 明 願

宮崎県知事

殿

所在地

宗教法人名「 \_\_\_\_\_ 」

代表役員名

令和6年12月1日以降に提出する場合は押印不要です。↑

1 旧宗教法人

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 \_\_\_\_\_

2 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の規定による宗教法人

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 \_\_\_\_\_

証明文の一例です。  
これとは異なる場合がありますので、事前に御相談ください。

↓

上記1の旧宗教法人は、旧宗教法人令附則（昭和20年12月28日勅令第719号）第2項の宗教法人となり、のちに宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）の施行により、同法附則第18項の規定に基づき、上記2の宗教法人にその権利義務が承継されていることを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

宮崎県知事

◎ 証明を必要とする事由

◎ 提出する関係書類

- (1) 取得事由書（本様式）
- (2) 宗教法人承継証明願（様式は別添のとおり）
  - ・ 2部提出してください。（県保管用と交付用）
- (3) 宗教法人登記事項証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの）
  - ・ 旧法人の閉鎖登記簿謄本を提出いただく場合もあります。
- (4) 宮崎県収入証紙（証明1件につき400円）
  - ・ 書類に貼らずに、袋などに入れて提出してください。
  - ・ 県庁本館、県の総合庁舎等に売りさばき所（販売所）があります。
  - ・ 「印紙」と間違わないように御注意ください。

【不動産の承継に係る場合は（5）、（6）を添付】

- (5) 承継する不動産の登記事項証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの）、  
または承継する必要のある権利義務を客観的に示す書類
  - ・ 当該不動産の閉鎖登記簿謄本を提出いただく場合もあります。
- (6) 承継する権利義務に係る不動産の所在がわかる図面（字図、公図、地番が正確に表示されているゼンリン地図等）
- (7) その他、審査の必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

◎ 提出先

宮崎県庁 総合政策部 みやざき文化振興課 直通電話：0985-26-7118  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 （県庁1号館4階）